



医師の働き方改革

がスタートしました



医師の働き方改革とは？



日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。「医師の働き方改革」とは、こうした現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者さんに提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくための取組です。

このような取組のなかで、医師の残業時間に上限を設ける制度が2024年4月から開始されました。医師の働き方改革を進めることは、医師・患者さん双方にとって重要なことです。医師の健康が確保されることで、患者さんはさらに安心して安全な医療、質の高い医療が受けられるようになります。患者さんや患者さんに関わるみなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

患者さんと患者さんに関わるみなさまにご理解、ご協力していただきたいこと



診療時間内の病状説明等の実施にご協力をお願いします

病状説明や治療方針の説明は、夜間・休日ではなく原則診療時間内とします。診療時間は平日8時30分から17時15分です。ご理解とご協力をお願いします。病状の変化等により緊急に説明が必要と判断した際は、適宜対応します。



様々な専門職が一つのチームとして医療を提供します

病院をはじめとする医療現場では、多様な医療従事者が活躍しています。医師の業務を軽減するため、医師が行っていた業務をそれぞれの専門職が、チームとして補いながら実施しています。採血業務などの実施、病棟などでの薬剤の管理・薬物療法に関する説明、診断書等の書類の下書きや患者さんのデータの登録、その他さまざまな場面でチーム医療を行い、タスク・シフト/シェア（一定の業務を他職種が担う、あるいは共同で実施すること）を図り医療を提供します。



当院は2人主治医制を推進しています

普段の診療は地域の「かかりつけ医」の先生（第1の主治医）にかかり、そして入院や特別な検査が必要になった場合は、もう1人の主治医である当院の医師にご紹介いただく二人主治医制を推進しています。病状が安定した場合は「かかりつけ医」に逆紹介させていただきます。

